

第1章 総 則

第1 目 的

この基準は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）の規定に基づき設置される消防用設備等について、技術基準の法令解釈及び運用並びに指導基準を明確にし、本市における審査事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 用 語

- 1 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- 2 政令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- 3 省令とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- 4 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- 5 条例とは、尼崎市火災予防条例（昭和37年条例第2号）をいう。
- 6 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 7 建基令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- 8 通常用いられる消防用設備等とは、法第17条第1項の関係者が、政令第10条から政令第29条の3までの規定により設置し、及び維持しなければならない同項に規定する消防用設備等をいう。
- 9 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とは、法第17条第1項の関係者が、通常用いられる消防用設備等に代えて、総務省令で定めるところにより消防長又は消防署長が、その防火安全性能が当該通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認めるものをいう。
- 10 J I Sとは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。
- 11 主要構造部とは、建基法第2条第5号に規定するものをいう。
- 12 特定主要構造部とは、建基法第2条第9号の2イに規定するものをいう。
- 13 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- 14 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- 15 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- 16 その他の構造とは、耐火構造及び準耐火構造以外の構造をいう。
- 17 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- 18 準不燃材料とは、建基令第1条第5号に規定するものをいう。
- 19 難燃材料とは、建基令第1条第6号に規定するものをいう。
- 20 防火設備とは、建基法第2条第9号の2ロ及び第64条に規定するものをいう。
- 21 特定防火設備とは、建基令第112条第1項に規定するものをいう。
- 22 防火戸とは、建基令第109条第1項に規定するものをいう。
- 23 特定防火戸とは、特定防火設備のうちの防火戸をいう。
- 24 常時閉鎖式とは、隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのものをいう。
- 25 随時閉鎖式とは、隨時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものをいう。
- 26 防火ダンパーとは、建基令第112条第15項に規定する構造の特定防火設備をいう。
- 27 避難階段とは、建基令第123条第1項及び第2項に規定するものをいう。
- 28 屋外避難階段とは、建基令第123条第2項に規定するものをいう。
- 29 特別避難階段とは、建基令第123条第3項に規定するものをいう。
- 30 認定品とは、省令第31条の4に定める登録認定機関により認定を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具をいう。
- 31 特定防火対象物とは、政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(10)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物をいう。
- 32 非特定防火対象物とは、政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、特定防火対象物以外の防火対象物をいう。
- 33 特定用途とは、政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途をいう。
- 34 無窓階とは、建築物の地上階のうち、省令第5条の5で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。

尼崎市消防用設備等審査基準

第1章 総 則

- 35 防災センターとは、省令第12条第1項第8号に規定するものをいう。
- 36 中央管理室とは、建基令第20条の2第2号に規定するものをいう。
- 37 常用電源とは、停電時以外の場合、常に用いられる電源をいう。
- 38 非常電源とは、火災等の際、停電した場合でも消防用設備等が使用できるように設けられる電源をいう。
- 39 熱感知器とは、火災により生ずる熱を利用して自動的に火災の発生を感知するものをいう。
- 40 煙感知器とは、火災により生ずる燃焼生成物（以下「煙」という。）を利用して自動的に火災の発生を感知するものをいう。
- 41 炎感知器とは、火災により生ずる炎を利用して自動的に火災の発生を感知するものをいう。

第3 運用上の留意事項

この基準は、消防用設備等の技術上の基準のうち、政令又は省令に定める以外の、消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び消防用設備等に係る技術背景等から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために、当市が付加した行政指導事項である。

これらの行政指導事項は、防火対象物の安全性向上に相応の効果があるものとして定めたものであるが、防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下この項において同じ。）に義務を課すものではなく、あくまで相手方の任意の協力により実現されるものであることを前提としなければならない。

つまり、職員が当該防火対象物の関係者に対して、火災安全性向上の必要性や具体策について、火災事故事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、防火対象物の関係者に判断を委ね、その理解を得て初めて具体化するものであることに留意する必要がある。

また、当該事項については、指導経過等を明確に記録する等、事務処理上の不均衡を生じないような配慮が必要である。

第4 基準の適用範囲

- 1 この基準は、令和7年10月1日から適用するものとする。
- 2 この基準適用の際、新築、増築、改築、移転若しくは模様替えの工事中又は消防用設備等の改修中以外の防火対象物のうち、適用後の規定に適合しないものに係る消防用設備等の技術基準については、この基準にかかわらず、なお、従前の例によるものとする。